

諮問番号：諮問第 288 号

答申番号：答申第 288 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく次の各処分（以下これらを総称して「本件各処分」という。）に係る各審査請求（以下これらを総称して「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分内容	処分の略称	審査請求の略称
法第 62 条第 3 項の規定による保護停止	本件処分 1	本件審査請求 1
法第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による保護変更決定 （保護の変更時期：令和 6 年 1 月 22 日）	本件処分 2	本件審査請求 2
法第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による保護変更決定 （保護の変更時期：令和 6 年 2 月 1 日）	本件処分 3	本件審査請求 3

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

（1）本件処分 1 について

ア 審査請求人は、令和 5 年 1 月に A 市から福岡市南区へ転入したが、同所での騒音問題で持病の不安症の悪化が酷く、処分庁に相談したところ、病院で意見書を書いてもらうよう言われた。

そこで、A 市所在の B 病院の主治医に意見書を書いてもらったところ、令和 5 年 7 月に転居費用が支給されることとなったことから、新居探しを始め、同居人として審査請求人の母（以下単に「母」という。）及び審査請求人の兄を記載の上、市営団地や県営住宅の募集にも応募していた。

そして、令和 5 年 7 月、福岡市東区の県営団地（以下「本件県営住宅」という。）に当選し、処分庁とは先に審査請求人だけ入居するという話をしていたが、母に

は収入があるため、同居となると生活保護費（以下「保護費」という。）が減額され又は生活保護（以下「保護」という。）が廃止とも言われたので、母は仕事の量を減らし調整することで折り合いが付き、同年 10 月 3 日に本件県営住宅に先に審査請求人だけ転入した。

転入後、処分庁とは家具什器費等の事で、電話で何度もやり取りしていたが、母が転入した日から、これまで一度も指導されていなかった保護の廃止や停止、生活扶助費、医療扶助費及び住宅扶助費を返還金として求めるなどという指導がなされた。

処分庁は同年 12 月 15 日に自宅を訪問し、半ば強制的に、母が審査請求人を扶養するか、保護変更申請書を提出するよう言われた。処分庁とはそれまで何度も電話でやり取りをしていたが、保護変更申請書は、その時初めて見せられた書類であった。返還金についてもその時いきなり言われ、B 病院から福岡市東区所在の病院宛ての紹介状も数日前に届いたばかりで、当該病院にも行けていないので行きたいと言ったところ、自費になると言われた。

このようなむりやりな返還金などで私の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」生存権は剥奪されている。

イ 令和 5 年 12 月 19 日、処分庁から電話があり、保護変更申請書の提出を求められたため、令和 6 年 1 月 22 日に同申請書を提出した。

ウ 令和 6 年 2 月 2 日、処分庁は自宅を訪問し、審査請求人は体調が悪かったため対応できなかったが、母の資産と収入の申告を行うよう、母に伝えたようであった。

今度は母の資産と収入を申告しないと（現居住地を所管する福岡市東区福祉事務所に）移管できないと言われ、再度、処分庁とやり取りを繰り返したが、申告しないと保護が廃止になると言われ、（令和 6 年 2 月 20 日付け、法第 27 条第 1 項の規定による母の資産及び収入の申告に係る指導指示（以下「本件指導指示」という。）違反に係る）法第 62 条第 4 項の規定による弁明の機会（以下単に「弁明の機会」という。）に誰も同席できないし、弁護士も雇えない現状で、処分庁から弁明するように言われたが、何を弁明すればいいのかも分からず、弁明したところ、保護廃止でなく、保護停止となった。

保護が停止されていると、福岡市東区福祉事務所に保護を申請できないし、生

活費、医療費及び住宅費も賄えない。

(2) 本件処分2及び本件処分3について

本件処分2及び本件処分3に係る通知書に、受け取っていない金額が記載されているため、不服申立てするものである。

そもそもが、令和6年1月分及び2月分の保護費が急に処分庁での受取に変更されたため、同年1月分の保護費は令和5年12月28日に処分庁で受け取った。

同様に、令和6年2月分の保護費は同年2月8日に処分庁で受け取ったが、その時に受け取った金額は同年1月分の保護費と変わらないにもかかわらず、本件処分2及び本件処分3に係る通知書には、150,950円と記載されている。

このように、受け取っていない金額を改ざんして記載するのは公文書偽造に当たるのではないかという気がする。

(3) 処分庁は、事前に指導及び説明を行ったように主張しているが、弁明書にも記載されていない訪問日（令和5年12月15日）などの記載はない。

本件処分1を受けてから、福岡市博多区保健福祉センターからの通知等で、母が保護受給中であることなどを知ることとなり、人ひとりの尊重も聞くことなく、半ば強制的に審査請求人を保護受給中にしているのかも疑問であるし、説明もなく、処分庁の都合の良いように本件処分2及び本件処分3に係る通知などを行っていると思われ、理解に苦しむ。

生活保護手帳にも「生活保護業務に従事される各位におかれては、保護の実施要領等を骨とし、これに肉をつけ、血を通わせ、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行うよう」と記載されているが、温かさや配慮等のない処分庁の職務及び決定に理解に苦しむ点が多い。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分1については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

本件処分2及び本件処分3に係る保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1

本件処分1の争点は、本件処分1の前提となる本件指導指示の内容、本件処分1の程度及び本件処分1に至る手続に違法又は不当な点がないかにあるので、以下判断する。

(1) 本件指導指示の内容について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の2の(1)は、保護受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、特に「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行なわないとき」、「資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき」等のような場合においては、必要に応じて法第27条の規定による指導指示を行うこととする旨を定めている。

そして、局長通知第3は「要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。」と定めている。

これらの点につき、本件指導指示は、令和6年1月22日付けで母が審査請求人世帯に転入したことに伴い、審査請求人と母の2人世帯としての保護の要否等を改めて判定するために行われたものであると認められ、その内容に不合理な点はない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本件指導指示を行ったことに不合理な点はない。

(2) 本件処分1の程度について

法第62条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の法第27条の規定による指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の問1の答は、被保護者が書面による指導指示に従わない場合において、指導指示の内容が

比較的軽微なときは、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととし、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとする旨を定めている。

そこで、本件指導指示の内容が比較的軽微なものに該当するか否かについて判断すると、本件指導指示は、審査請求人世帯の保護の要否等を判定するために必要不可欠なものであるため、その内容が比較的軽微とは認められない。

したがって、処分庁が「保護の変更によることが適当でない場合」に該当するとして保護を停止する本件処分1を行ったことに不合理な点はない。

(3) 本件処分1に至る手続について

局長通知第11の2の(4)は、法第27条の規定による指導指示は、口頭により行うことを原則とし、これによって目的を達せられなかったとき等は法第27条第1項に規定する文書による指導指示を行うこととする旨及び文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経た上で保護の変更、停止又は廃止を行うこととする旨を定めている。

処分庁は、法第27条第1項に規定する口頭による指導指示を行ったが、審査請求人が従わなかったため、ケース診断会議を開催の上、文書による指導指示を行ったことが認められる。

そして、審査請求人が文書による指導指示にも従わなかったため、ケース診断会議を開催の上、弁明の機会を付与し、本件処分1を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は、法第62条の規定及び局長通知第11の2の(4)の定めに則って本件処分1を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分2及び本件処分3

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分2及び本件処分3を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和6年1月22日及び2月1日時点で「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、本件処分2及び本件処分3に係る保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、世帯編入により母が保護受給中であることを処分庁以外の別の機関

からの連絡により知った旨を主張しているが、処分庁は、審査請求人が提出した母が世帯編入した旨の保護変更申請に応答し、本件処分 2 及び本件処分 3 を行い、その理由を明記した上で、審査請求人に対し通知したことが認められる。

したがって、当該審査請求人の主張は採用することができない。

4 その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 7 年 7 月 9 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 7 年 9 月 29 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件処分 1 の争点は、処分の前提となる本件指導指示の内容、処分の程度及び処分に至る手続に違法又は不当な点がないかにあるので、以下判断する。

(1) 局長通知第 11 の 2 の(1)は、保護受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、次官通知第 8 の 1 による収入に関する申告及び局長通知第 3 による資産に関する申告を行なわないとき等のような場合においては、必要に応じて法第 27 条の規定による指導指示を行うこととする旨を定めている。

この点について、本件指導指示は、令和 6 年 1 月 22 日付けで母が審査請求人世帯に転入したことに伴い、審査請求人と母の 2 人世帯としての保護の要否等を改めて判定するために行われたものであると認められ、処分庁が、審査請求人に対し、本件指導指示を行ったことに不合理な点はない。

(2) 法第 62 条第 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第 1 項の法第 27 条の規定による指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を定めており、課長通知第 11 の問 1 の答は、被保護者が書面による指導指示に従わない場合において、指導指示の内容が比較的軽微なときは、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととし、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとする旨を定めている。

本件指導指示については、審査請求人世帯の保護の要否等を判定するために必要

不可欠なものであり、その内容が比較的軽微とは認められないことから、処分庁が保護の変更によることが適当でない場合に該当するとして保護を停止する本件処分 1 を行ったことに不合理な点はない。

(3) また、処分に至る手続をみても、処分庁は、法令等の定めに従って本件処分 1 を行ったものと認められ、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分 2 及び本件処分 3 について、処分庁が行った保護費の算定は、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和 6 年 1 月 22 日及び 2 月 1 日時点で保護の基準を当てはめて算定しており、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、本件処分 2 及び本件処分 3 についても、法令等に従って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

3 そのほか、違法又は不当な点は認められず、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委 員 井 上 禎 男

委 員 井手上 治 隆

委 員 森 美知子